

## 公的研究費の使用に関する不正防止計画

### 【方針】

麗澤大学は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 26 年 2 月 18 日 文部科学大臣決定）を踏まえ、公的研究費の不正使用を防止するため「不正防止計画」を策定し、同計画を確実に実施することにより、公的研究費の適正な運営・管理及び適切なモニタリングに万全を期していきます。

#### 1. 責任体系の明確化について（管理・監査のガイドライン：第 1 節）

|   | 不正の発生する要因                                    | 防止計画          |
|---|--|---------------|
| ① | 最高管理責任者や統括管理責任者が研究代表者となった場合、責任体系が曖昧になる恐れがある。 | 利益相反を厳格に運用する。 |

#### 2. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備（管理・監査のガイドライン：第 2 節）

|   | 不正の発生する要因  | 防止計画   |
|---|--|--|
| ① | 研究倫理について、研究者や管理者個人の自覚に委ねられていると、どのような行為が不正に当たるのかをきちんと理解されない恐れがある。 | 全ての研究者及び研究費を管理する全ての構成員に対し、コンプライアンス教育の受講を義務化し、意識の向上及び習熟を図る。 |
| ② | 研究費が税金等によって賄われていることに対して、意識が希薄になる恐れがある。                           | 公的研究費採択者や研究費を管理する全ての構成員から、研究費を適切に使用・管理する旨の誓約書の提出を求める。      |

#### 3. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施（管理・監査のガイドライン：第 3 節）

|   | 不正の発生する要因   | 防止計画   |
|---|---|--|
| ① | 不正を発生させる要因を把握せずに不正防止計画を策定すると、本学の実情と計画が乖離し、不正が発生する恐れがある。 | 機関全体で不正発生要因を把握し、不正防止計画を策定する。不正防止計画は、毎年度、実施状況を確認するとともに、内容の再検討を行う。 |

#### 4. 研究費の適正な運営・管理活動（管理・監査のガイドライン：第 4 節）

|   | 不正の発生する要因                             | 防止計画  |
|---|---------------------------------------|---|
| ① | 計画的に研究費が執行されないと年度末に予算執行が集中してしまう恐れがある。 | 年に数回、研究計画遂行状況と予算執行状況を事務担当者が確認し、必要に応じて研究者に助言を行う。 |

|   |  |   |
|---|--|---|
| ② | 取引業者と研究者が必要以上に密接な関係を持った場合、癒着を生み、不正な取引に発展する恐れがある。 | 取引頻度の高い業者については、誓約書の提出を求める。また、不正な取引を行った場合には適切な措置を講ずるほか、特定の業者との密接な取引がないか注視する。   |
| ③ | 非常勤雇用者（アルバイト等）の管理が研究者任せになってしまうと不正に発展する恐れがある。     | 事務担当者が非常勤雇用者と面談を行うなど、不正に関与しないよう勤務状況等の確認を行う。   |
| ④ | 出張事実の確認が不十分であるとカラ出張や水増し請求を防止できなくなる恐れがある。         | 出張報告書及び領収書等の出張事実を証明する書類の提出を徹底する。また、必要に応じて旅行代理店等への問合せや確認を行う。   |
| ⑤ | 換金性の高い物品について、転売等のリスクが生じる。                        | 10万円以上の物品に関しては、必ず事務担当者が発注を行い、購入した物品に備品シールを貼って管理する。換金性の高い物品（パソコン、タブレット型コンピュータ、デジタルカメラ、ビデオカメラ、テレビ、録画機器、金券類等）を購入した場合は、納品時の検収を確実にを行うほか、必要に応じて事後検収を行う。 |

#### 5. 情報発信・共有化の推進（管理・監査のガイドライン：第5節）

|   | 不正の発生する要因                   | 防止計画  |
|---|-----------------------------|---|
| ① | 通報窓口が分かりにくいと、不正が潜在化する恐れがある。 | 通報窓口や相談窓口について、WEBサイトや研究費執行マニュアル等分かりやすく表示し、更なる周知徹底を図る。 |

#### 6. モニタリングの在り方（管理・監査のガイドライン：第6節）

|   | 不正の発生する要因                                | 防止計画  |
|---|--|---|
| ① | モニタリング体制が不十分であると、不正の発生をしっかりと牽制できない恐れがある。 | 監査室が定期的及び必要に応じて内部監査を実施する。特に、旅費や謝金については、書面調査に止まらず、関係者への聞き取り調査を行うなど、実効性の高い監査を実施する。監査実施後、監査結果を全学へ周知する。 |

以上